

医療費通知再発行等の申請について

1 提出書類について

次の書類を提出してください。

- ・ 医療費通知再発行等申請書
- ・ 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）の写し

本人確認書類として、マイナンバーカードの写しを送付する場合には、個人番号の記載がない表面のみの写しを提出してください。

- ・ 申請者と被保険者との関係がわかる書類（戸籍全部事項証明書、法定相続情報一覧図等）の写し

被保険者のかたの死亡日等と、申請者のかたと被保険者のかたとの続柄の確認ができる書類の写しを提出してください。例えば、孫が祖父（祖母）の医療費通知再発行等申請を行う場合、父（母）の戸籍（除籍）全部事項証明書の写しも必要となる場合があります。

また、申請者のかたと被保険者のかたが同一戸籍である場合で、被保険者のかたの死亡日等及び申請者のかたと被保険者のかたとの続柄の確認ができる場合は、戸籍全部事項証明書の写しは1部で結構です。

- ・ 委任状（被保険者の配偶者又は3親等内の血族以外のかたが申請する場合のみ）

被保険者の配偶者又は3親等内の血族以外のかたが申請する場合は、被保険者の配偶者又は3親等内の血族の方を委任者、申請者を代理人とし委任状を作成ください。様式は任意です。

2 再発行等の申請ができる医療費通知について

（1）すでに発行されている医療費通知

すでに発行されている医療費通知については、その内容をA4用紙に写した書類を送付します。

（2）被保険者の方が死亡したことにより医療費通知が発行されない期間の診療等に関する医療費通知に相当する書類

医療費通知は、被保険者のかたが死亡すると発行されなくなるため、最後に

医療費通知が発行された診療月から死亡されるまでの診療月については、「医療費通知に相当する書類」として、広域連合が作成した書類を送付します。医療費通知に相当する書類は、広域連合任意の様式であることから、確定申告等の根拠書類として利用できない可能性があります。確定申告等でのご利用をお考えの場合は、事前に税務署にご確認ください。

なお、医療費通知及び医療費通知に相当する書類は、医療機関等から提出される診療報酬明細書等に基づき作成します。そのため、診療報酬明細書等が広域連合にない場合は、その受診等の情報は医療費通知及び医療費通知に相当する書類に記載されません。

また、受診した医療機関の所在地が千葉県外だった場合、医療機関名の欄には、医療機関の所在地（都道府県名）のみが記載される場合があります。そのほかの注意事項については、「医療費通知等に関する注意事項」をご確認ください。

3 交付方法について

（１）広域連合窓口での交付

書類のご用意ができましたら申請者のかたにご連絡しますので、申請者ご本人が本人確認書類をお持ちの上、広域連合窓口までお越しください。

（２）申請者住所への郵送での交付

書類のご用意ができましたら、申請者のかたのご住所宛てに郵送します。

4 その他

・広域連合では診療の内容（傷病名、薬剤名等を含む。）に関するお問い合わせには、お答えできません。あらかじめ御了承ください。

・広域連合で発行できる医療費通知の再交付期間は、後期高齢者医療制度加入以降にかかった医療費からになります。後期高齢者医療制度加入以前にかかった医療費については、受診日当時に加入されていた健康保険組合等にお問い合わせください。

・申請をいただいてから書類の発送までに１～２週間前後お時間を要します。あらかじめご了承ください。

医療費通知等に関する注意事項

- ・医療費通知等には医療機関等からの請求書（診療報酬明細書等）に基づき、費用額（医療費の総額）、自己負担相当額（費用額×自己負担割合分または自己負担限度額）等を記載しています。

なお、自己負担相当額及び標準負担額は、平成29年11月診療分以降より記載されており、平成29年10月診療分以前には記載されていません。

- ・「日数」欄の中には、入院・通院の日数の他に、電話等により治療上の意見を求めたもの等も含まれています。また、薬局の場合は、薬を受けた回数を示しています。

- ・費用額や自己負担相当額には、次のような保険外費用は含まれていません。

- (1) 薬の容器代
- (2) 往診時の車代
- (3) 健康診断や予防接種料にかかる費用
- (4) 診断書料
- (5) 入院時室料差額 等

- ・医療費通知等に記載している自己負担相当額と実際に被保険者のかたが負担された額は、異なる場合があります。

※公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成がある場合など

- ・医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。